

Z-55-E 相続税法〔第一問〕—解答—

解答

〔第一問〕—50点—

問1 (30点)

1 概要(2点)

優遇措置は、配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等の特例、特定事業用資産の特例がある。

2 配偶者に対する相続税額の軽減(法19の2①、法21の14)(10点)

(1) 優遇措置

被相続人の配偶者がその被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その配偶者については、次の①に掲げる金額から②に掲げる金額を控除した残額があるときは、その残額をもってその納付すべき相続税額とし、①に掲げる金額が②に掲げる金額以下であるときは、その納付すべき相続税額は、ないものとする。

① その配偶者に係る算出相続税額(贈与税額控除の適用がある場合には、その適用後の金額。)

② 次の算式により算出した金額

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{次の(イ)又は(ロ)に掲げる金額のうちいずれか少ない金額}}{\text{相続税の課税価格*の合計額(A)}}$$

* 相続開始前3年以内の被相続人からの贈与財産及び相続時精算課税適用財産の価額を加算した後の相続税の課税価格とみなされた金額。以下同じ。

(イ) Aにその配偶者の法定相続分(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続分)を乗じて得た金額(その被相続人の法定相続人がその配偶者のみである場合には、その合計額)に相当する金額(その金額が1億6,000万円に満たない場合には、1億6,000万円)

(ロ) その配偶者に係る相続税の課税価格に相当する金額

(2) 更正の請求事由(法32)

相続税の期限内申告者の提出期限(以下「提出期限」という)までに分割されていない財産が申告期限から3年以内(その期間が経過するまでの間にその財産が分割されなかったことにつき、その相続又は遺贈に関し訴えの提起がされたことその他のやむを得ない事情がある場合において、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その財産の分割ができることとなった日の翌日から4月以内。以下同じ。)に分割されたことにより、その分割が行われた時以後において配偶者の税額軽減の規定を適用して計算した相続税額等がその時前においてその規定を適用して計算した相続税額等が過大となったこと。

3 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(措法69の4①)(8点)

(1) 優遇措置

個人が相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において、その相続若しくは遺贈に係る被相続人若しくはその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族の事業(事業に準ずるものとして一定のものを含む。)の用若しくは居住の用に供されていた宅地等で建物若しくは構築物の敷地の用に供されているもの又は国の事業の用に供されている宅地等で建物の敷地の用に供されているもので一定のもの(以下「特例対象宅地等」という。)がある場合には、その相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、その個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの規定の適用を受けるものとして選択をしたもの(以下「選択特例対象宅地等」という。)については、限度面積要件を満たす場合のその選択特例対象宅地等(以下「小規模宅地等」という。)に限り、相続税の課税価格に算入すべき価額は、その小規模宅地等の価額に次に掲げる小規模宅地等の区分に応じそれぞれに定める割合を乗じて計算した金額とする。

① 特定事業用宅地等である小規模宅地等、特定居住用宅地等である小規模宅地等、国営事業用宅地等である小規模

宅地等及び特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等 $\cdot \frac{20}{100}$



0 000812 051962

HL05196

② ①以外の小規模宅地等… $\frac{50}{100}$

(2) 更正の請求事由 (法 32)

申告期限までに分割されていない特例対象宅地等が申告期限から3年以内に分割された場合その他一定の場合に該当したことにより、その分割が行われた時以後において小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の規定を適用して計算した相続税額等がその時前においてその規定を適用して計算した相続税額等が過大となったこと。

4 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 (措法 69 の 5 ①) (8 点)

(1) 優遇措置

特定事業用資産相続人等が、相続又は遺贈(その相続に係る被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産に係る贈与を含む。以下同じ。)により取得した特定事業用資産でこの規定の適用を受けるものとして選択をしたもの(以下「選択特定事業用資産」という。)について、その相続の開始の時から申告期限(その特定事業用資産相続人等が申告期限前に死亡した場合には、その死亡の日。)まで引き続きその選択特定事業用資産のすべてを有している場合その他一定の場合には、相続税の課税価格(相続時精算課税適用財産の価額を加算した後の相続税の課税価格)に算入すべき価額は、その選択特定事業用資産の価額に次に掲げる選択特定事業用資産の区分に応じそれぞれに定める割合を乗じて計算した金額とする。

① 特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産… $\frac{90}{100}$

② 特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産… $\frac{95}{100}$

(2) 更正の請求事由 (法 32)

申告期限までに分割されていない特定事業用資産が申告期限から3年以内に分割された場合その他一定の場合に該当したことにより、その分割が行われた時以後において特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の規定を適用して計算した相続税額等がその時前においてその規定を適用して計算した相続税額等が過大となったこと。

(注) 上記において、(2点)

「遺贈」は、死因贈与を含む。

「被相続人」は、遺贈をした者を含む。

「相続人」は、相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。

「法定相続人」は、相続の放棄があった場合にはその放棄がなかったものとした場合の相続人をいう。

問2 (20点)

1 相続時精算課税の適用を受けるための手続き(6点)

(1) 相続時精算課税選択届出書(法21の9)

相続時精算課税の規定の適用を受けようとする者は、贈与税の期限内申告書の提出期間内に相続時精算課税に規定する贈与をした者からのその年中における贈与により取得した財産についてこの規定の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した届出書(以下「相続時精算課税選択届出書」という。)を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(2) 相続時精算課税選択届出書の提出(令5①)

贈与をした者がその年の中途において死亡した場合には、相続時精算課税選択届出書の提出は原則の規定にかかわらず、その贈与をした者の死亡に係る相続税の納税地に提出しなければならない。

2 相続開始の年の贈与税の課税価格に算入される場合(8点)

(1) 相続開始年分の特定贈与財産(法19②、令4②)

生前贈与加算の規定は、特定贈与財産については、適用されない。

特定贈与財産とは、贈与税の配偶者控除に規定する婚姻期間が20年以上である配偶者に該当する被相続人からの贈与によりその被相続人の配偶者が取得した居住用不動産又は金銭で次に掲げる場合に該当するもののうち、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める部分をいう。

① その贈与がその相続の開始の年の前年以前にされた場合で、その被相続人の配偶者がその贈与による取得の日の属する年分の贈与税につき贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けているとき。……控除された金額に相当する部分

② その贈与がその相続の開始の年においてされた場合で、その被相続人の配偶者がその被相続人からの贈与について既に贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けた者でないとき(その被相続人の配偶者が相続税の期限内申告書(期限後申告書を含む。)に居住用不動産又は金銭につきこれらの財産の価額を贈与税の課税価格に算入する旨等を記載し、一定の書類を添付して、これを提出した場合に限る。)。……その規定の適用があるものとした場合に、控除されることとなる金額に相当する部分

(2) 相続時精算課税に係る贈与税の課税価格

① 相続時精算課税に係る贈与税の課税価格(法21の10)

相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した財産については、特定贈与者ごとにその年中において贈与により取得した財産の価額を合計し、それぞれの合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

② 提出を要しない場合(法28④)

特定贈与者からの贈与により相続時精算課税適用財産を相続時精算課税適用者が取得した場合において、その特定贈与者がその贈与をした年の中途において死亡したときは、その贈与により取得した財産については、贈与税の期限内申告書の提出は要しない。

3 農地についての相続税の課税の特例（措法70の5①）（5点）

農地等の贈与税の納税猶予があった場合において、その贈与税に係る農地等の贈与者が死亡したとき（その死亡の日前に納税猶予の全部打ち切りがあった場合及びその死亡の時以前にその贈与税に係る受贈者が死亡した場合を除く。）は、その贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、その農地等の受贈者がその農地等（既に納税猶予の一部打ち切りがあった場合には、その規定の適用があった農地等を除く。以下同じ。）をその贈与者から相続（その受贈者が相続を放棄した場合には、遺贈。）により取得したものとみなす。

この場合において、その死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格に算入すべきその農地等の価額は、その死亡の日における価額による。

（注）上記において、（1点）

「相続時精算課税適用者」は、相続時精算課税選択届出書を提出した者をいう。

「贈与」は、死因贈与を除く。

「特定贈与者」は、相続時精算課税選択届出書に係る贈与をした者をいう。

「被相続人」は、遺贈をした者を含む。

Z-55-E 相続税法〔第二問〕一解答一

(マル数字は配点を示す。)

〔第二問〕 -50点-

1 相続人及び受遺者の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(4)に該当するものを除く。)価額の計算 (単位:円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
宅地K	間口(15)m、奥行距離(10)m $400,000 \times 1.00 \times 148 \text{ m}^2 \times \frac{80}{100} = 47,360,000$	弟 B	47,360,000②
宅地L	間口距離(2)m、奥行距離(10)m $300,000 \times 1.00 \times 0.90 \times 0.92 \times 170 \text{ m}^2 \times (1 - 70\% \times 30\%) = 33,360,120$	甥 H	33,360,120②
私道M	間口距離(4)m、奥行距離(20)m ① $400,000 \times 1.00 \times 0.94 \times 0.92 \times \frac{30}{100} \times 84 \text{ m}^2 = 8,717,184$ ① ② $300,000 \times \frac{30}{100} \times 84 \text{ m}^2 = 7,560,000$ ③ ① > ② ∴ $7,560,000 \times \frac{1}{4} = 1,890,000$ ① ④ ③ × (1 - 0.7 × 0.3) = 1,493,100 ※ $\frac{20 \text{ m}}{4 \text{ m}} = 5$ ∴ 0.92	甥 H	1,493,100①
山林N	間口距離(40)m、奥行距離(30)m ① $70,000 \times \left(0.6 - 0.05 \times \frac{1,200 \text{ m}^2}{1,000 \text{ m}^2}\right) \times 1,200 \text{ m}^2 = 45,360,000$ ② $70,000 \times 0.98^{*1} \times 0.97^{*2} = 66,542$ $(66,542 - 7,000) \times 1,200 \text{ m}^2 = 71,450,400$ ① *1 $\frac{1,200 \text{ m}^2}{40 \text{ m}} = 30 \text{ m} < 40 \text{ m}$ ∴ 0.98 *2 $\frac{1,680 \text{ m}^2 - 1,200 \text{ m}^2}{1,680 \text{ m}^2} \div 0.2857$ 地積区分C かげ地割合25%以上より0.97 ③ ① < ② ∴ 45,360,000	甥 I	45,360,000②
家屋L	$5,000,000 \times 1.0 \times (1 - 30\%) = 3,500,000$	甥 H	3,500,000①
○社株式	(1) 判定 $\frac{200 \text{ 個} + 200 \text{ 個}}{400 \text{ 個}} = 100\% > 50\% \geq 5\%$ ∴ 原則評価 (2) 評価 ① $\frac{A - (A - B) \times 42\%}{400} = 83,900$ ① A : $65,160,000 + 11,840,000^* - 30,000,000 = 47,000,000$ * $400,000 \times 1.00 \times 148 \text{ m}^2 \times \frac{20}{100} = 11,840,000$ B : $45,000,000 - 30,000,000 = 15,000,000$ ② 83,900 ③ ② × 0.50 + 35,500 × 0.5 = 59,700 ④ ② > ③ ∴ ③ ⑤ $59,700 \times 200 \text{ 株} = 11,940,000$	甥 F	11,940,000②

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
P社株式	(1) 判定	弟 B	5,460,000①
	① $\frac{400\text{個}+100\text{個}+40\text{個}+100\text{個}+40\text{個}+60\text{個}+400\text{個}+20\text{個}+40\text{個}}{2,000\text{個}}=60\%>50\%$	夫 E'	1,365,000①
	∴ 同族株主のいる会社	Eの子J	2,730,000①
	② 弟B $\frac{400\text{個}+200\text{個}}{2,000\text{個}}=30\%\geq 5\%$ ∴ 原則評価	甥 F	1,250,000①
	Eの子J $\frac{20\text{個}+100\text{個}}{2,000\text{個}}=6\%\geq 5\%$ ∴ 原則評価		
	夫E' 役員 ∴ 原則評価		
	甥F $\frac{40\text{個}+50\text{個}}{2,000\text{個}}=4.5\%< 5\%$		
	弟B : 30% ≥ 25%		
	∴ 弟Bが中心的な同族株主=>甥Fは特別評価		
	(2) 原則評価		
	① $300^*1 \times \left(\frac{\frac{\text{B}}{4.9} (0.04) + \frac{\text{C}}{20} (0.15) \times 3 + \frac{\text{D}}{319} (0.20)}{5} (0.13) \right) \times 0.7 \times \frac{1,000}{50} = 546\text{①}$		
	* 1 300 < 308 < 311 < 322 ∴ 300		
	② $\frac{(2,000,000 - 1,000,000) \times \frac{1}{2}}{2,000,000\text{株}^*} = 0.25 \rightarrow 0.2$		
	※ $\frac{100,000,000}{50} = 2,000,000\text{株}$		
	③ (イ) 8,500,000		
(ロ) $(8,500,000 + 3,500,000) \times \frac{1}{2} = 6,000,000$			
(ハ) (イ) > (ロ) ∴ (ロ)			
$\frac{6,000,000}{2,000,000\text{株}} = 3$			
④ $\frac{128,000,000}{2,000,000\text{株}} = 64$			
② 546 < 1,800 ∴ 546			
③ 弟 B 546 × 10,000株 = 5,460,000			
夫 E' 546 × 2,500株 = 1,365,000			
Eの子J 546 × 5,000株 = 2,730,000			
(3) 配当還元方式			
※ 0.25 < 2.5 ∴ $\frac{2.5}{10\%} \times \frac{1,000}{50} = 500 < 546$			
甥F 500 × 2,500株 = 1,250,000			
T社転換社債			
① $100 \times 0.6\% \times \frac{161\text{日}}{365\text{日}} = 0.2646575$ (小数点以下7位未満切捨)	配偶者乙	1,082,117①	
② ① × 20% = 0.0529315			
③ 108 + (① - ②) = 108.211726			
④ ③ × $\frac{1,000,000}{100} = 1,082,117$			
宅地R	108,000,000 - 26,880,000 = 81,120,000	配偶者乙	81,120,000②
S社出資	900,000 × 800口 = 720,000,000	配偶者乙	648,000,000②
	720,000,000 - 72,000,000 = 648,000,000		

《小規模宅地等の特例及び特定事業用資産の特例の計算欄》

宅地 R : $108,000,000 \times \frac{400\text{m}^2}{360\text{m}^2} \times 80\% = 96,000,000$

S 社出資 : $1,000,000 * \times \frac{10}{100} = 100,000,000$

* $900,000 \times 2,000 \times \frac{2}{3} = 1,200,000,000 > 1,000,000,000 \quad \therefore \underline{1,000,000,000\text{①}}$

\therefore S 社出資 \rightarrow 宅地 R の順に適用。

$720,000,000 < 1,000,000,000 \quad \therefore 720,000,000$

$720,000,000 \times \frac{10}{100} = 72,000,000$

$108,000,000 \times \frac{112\text{m}^2 *}{360\text{m}^2} \times 80\% = 26,880,000$

* $400\text{m}^2 \times \frac{1,000,000,000 - 720,000,000}{1,000,000,000} = 112\text{m}^2$

(2) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
生命保険金等	配偶者乙 68,000,000	配偶者乙	68,000,000
	弟 B 12,000,000	弟 B	12,000,000
同上の非課税	※ 生命保険金等の非課税金額 $68,000,000 + 12,000,000 > 5,000,000 \times 6$ 人 (法定相続人の数)		
金額	配偶者乙 } $30,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{68,000,000}{80,000,000} = 25,500,000 \\ \frac{12,000,000}{80,000,000} = 4,500,000 \end{array} \right.$	配偶者乙	$\triangle 25,500,000$
	弟 B }	弟 B	$\triangle 4,500,000$
生命保険契約に関する権利	$3,000,000 \times \frac{70}{100} - 30,000,000 \times \frac{2}{100} = 1,500,000 < 1,600,000$ $\therefore 1,500,000$	E の子 J	<u>1,500,000①</u>
定期金に関する権利	$2,600,000 \times \frac{110}{100} \times \frac{1}{2} = 1,430,000$	配偶者乙	<u>1,430,000①</u>

(3) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債務及び葬式費用	計 算 過 程	負 担 者	金 額
債 務	$1,000,000 + 500,000 = 1,500,000$ 墓地未払い金は控除できない。	配偶者乙	<u>$\triangle 1,500,000$①</u>
葬 式 費 用	$4,500,000 \times \frac{1}{2} = 2,250,000$ 香典収入は贈与税の非課税、香典返し費用、初七日法事費用は控除できない。 夫 E' は相続人・包括受遺者でないため控除出来ない。①	弟 B	<u>$\triangle 2,250,000$①</u>

(4) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）の価額の計算

(単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	計 算 過 程	計
平成 14 年 8 月 31 日	E の子 J	現金	2,000,000
平成 15 年 9 月 10 日	甥 H	上場株式	4,800,000
平成 16 年 4 月 28 日	甥 I	現金	2,000,000

(5) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区分	配偶者乙	弟 B	姪Eの夫E'	甥 F	甥 H	甥 I	姪Eの子J	計
① 純資産価額	773,892,000	100,596,000	2,988,000	14,940,000	40,020,000	49,792,000	4,972,000	987,200,000
② 生前贈与加算 (暦年課税分)					4,800,000	2,000,000	2,000,000	
③ 課税価格 (1,000円未満切捨)	773,892,000	100,596,000	2,998,000	14,940,000	44,820,000	51,792,000	6,972,000	996,000,000

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額	
千円		千円		千円	
996,000①		50,000 + 10,000 × 6人(法定相続人の数) = 110,000		886,000	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる各取得金額		相続税の総額の基となる税額	
	(相続分①)	千円		円	
配偶者乙	$\frac{3}{4}$	664,500		285,250,000	
弟 B	$\frac{1}{14}$	63,285		11,985,500	
D	$\frac{1}{28}$	31,642		4,328,400	
甥 F	$\frac{1}{14}$	63,285		11,985,500	
甥 H	$\frac{1}{28}$	31,642		4,328,400	
甥 I	$\frac{1}{28}$	31,642		4,328,400	
合計	6人	1		(100円未満切捨) 322,206,200円①	

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 区分	配偶者乙	弟 B	姪Eの夫E'	甥 F	甥 H	甥 I	姪Eの子J	計
あん割合	$\frac{773,892,000}{996,000,000}$	$\frac{100,596,000}{996,000,000}$	$\frac{2,988,000}{996,000,000}$	$\frac{14,940,000}{996,000,000}$	$\frac{44,820,000}{996,000,000}$	$\frac{51,792,000}{996,000,000}$	$\frac{6,972,000}{996,000,000}$	
算出税額	250,354,217	32,542,826	966,618	4,833,092	14,499,278	16,754,722	2,255,443	322,206,196
加算 又は 減算	2割加算金額	6,508,565	193,323	966,618	2,899,855	3,350,944	451,088	
	暦年課税分の贈与税額控除額				△490,000①	△129,032①	△212,500①	
	配偶者の税額軽減額	△241,654,650①						
	未成年者控除額					— ①	—	
	障害者控除額						△3,180,000①	
	相次相続控除額	△2,083,817	△270,869	—	△40,228	△107,759	△134,072	①
納付税額 (100円未満切捨)	6,615,700	38,780,500	1,159,900	5,759,400	16,801,300	16,662,500	2,494,000	88,273,300①

(3) 相続税額の2割加算金額及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対 象 者	計 算 過 程	金 額
2割加算金額	弟 B	$32,542,826 \times \frac{20}{100} = 6,508,565$	6,508,565
	姪Eの夫E'	$966,618 \times \frac{20}{100} = 193,323$	193,323
	甥 F	$4,833,092 \times \frac{20}{100} = 966,618$	966,618
	甥 H	$14,499,278 \times \frac{20}{100} = 2,899,855$	2,899,855
	甥 I	$16,754,722 \times \frac{20}{100} = 3,350,944$	3,350,944
	姪Eの子J	$2,255,443 \times \frac{20}{100} = 451,088$ (対象者及び算式②)	451,088
暦年課税分の贈与 税額控除額	姪Eの子J	(1) $(2,000,000 + 2,000,000 - 1,100,000) \times 25\% - 300,000 = 425,000$ (2) $(1) \times \frac{2,000,000}{2,000,000 + 2,000,000} = 212,500$	△ 212,500
	甥 H	$(4,800,000 - 1,100,000) \times 20\% - 250,000 = 490,000$	△ 490,000
	甥 I	(1) $(2,000,000 + 1,100,000 - 1,100,000) \times 10\% = 200,000$ (2) $(1) \times \frac{2,000,000}{2,000,000 + 1,100,000} = 129,032$	△ 129,032
配偶者の税額軽減額	配偶者乙	(1) 250,354,217 (2) ① $996,000,000 \times \frac{3}{4} = 747,000,000 \geq 160,000,000 \therefore 747,000,000$ ② 773,892,000 (算式①) ③ ① < ② $\therefore 747,000,000$ ④ $\frac{322,206,200 \times ③}{996,000,000} = 241,654,650$ (3) (1) > (2)④ $\therefore 241,654,650$	△ 241,654,650
未成年者控除額	甥 I	全額控除済みのため適用なし。①	—
	子 J	子Jは法定相続人でないため適用なし。①	—
障害者控除額	甥 I	(1) $120,000 \times (70 \text{歳} - 17 \text{歳}) = 6,360,000$ ① (2) $(1) + 60,000 \times 6 \text{年}^* - (1,620,000 + 1,920,000) = 3,180,000$ (3) (1) > (2) $\therefore 3,180,000$	△ 3,180,000
		※ 平成11年7月29日～平成17年5月10日⇒6年(1年未満切上)	

加算及び控除の項目	対 象 者	計 算 過 程	金 額
相次相続控除額		(1) $4,430,300 \times \frac{987,200,000}{97,000,000 - 4,430,300} \left(> \frac{100}{100} \therefore \frac{100}{100} \right)$	
		$\times \frac{10 - 4^{**}}{10} = 2,658,180 \textcircled{1}$ ※ 平成12年7月25日～平成17年5月10日 ⇒ 4年 (1年未満切捨)	
	配偶者乙	$\left. \begin{array}{l} \frac{773,892,000}{987,200,000} = 2,083,817 \\ \frac{100,596,000}{987,200,000} = 270,869 \end{array} \right\}$	△ 2,083,817
	弟 B		△ 270,869
	甥 F	$(1) \times \left. \begin{array}{l} \frac{14,940,000}{987,200,000} = 40,228 \end{array} \right\} \text{算式①}$	△ 40,228
	甥 H	$\left. \begin{array}{l} \frac{40,020,000}{987,200,000} = 107,759 \\ \frac{49,792,000}{987,200,000} = 134,072 \end{array} \right\}$	△ 107,759
	甥 I		△ 134,072
		姪Eの夫E'及び姪Eの子Jは、相続人でないため適用なし。	